

添付法令資料 5 :

ベトナム税管理法 (目次)

2019.06.13 可決 法律第 38/2019/QH14 号 / 20.07.01 施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 13 条)
- 第 2 章 税管理における機関、組織及び個人の任務、権限及び責任 (第 14 条ないし第 29 条)
- 第 3 章 税務登記 (第 30 条ないし第 41 条)
- 第 4 章 税務申告及び税計算 (第 42 条ないし第 48 条)
- 第 5 章 税の決定 (第 49 条ないし第 54 条)
- 第 6 章 納税 (第 55 条ないし第 65 条)
- 第 7 章 納税義務の完遂責任 (第 66 条ないし第 69 条)
- 第 8 章 税還付手続 (第 70 条ないし第 77 条)
- 第 9 章 税不徴収、免税及び減税、税債務の凍結並びに税金、納税遅延金又は罰金に係る債権放棄
 - 第 1 目 税不徴収、免税及び減税 (第 78 条ないし第 82 条)
 - 第 2 目 税債務の凍結 (第 83 条及び第 84 条)
 - 第 3 目 税金、納税遅延金又は罰金に係る債権放棄 (第 85 条ないし第 88 条)
- 第 10 章 電子インボイス及び証書の適用 (第 89 条ないし第 94 条)
- 第 11 章 納税者情報 (第 95 条ないし第 100 条)
- 第 12 章 税に関する手続及び税関手続をするサービス経営組織 (第 101 条ないし第 106 条)
- 第 13 章 税の検査及び税の調査
 - 第 1 目 税の検査及び税の調査に関する通則 (第 107 条及び第 108 条)
 - 第 2 目 税の検査 (第 109 条ないし第 112 条)
 - 第 3 目 税の調査 (第 113 条ないし第 120 条)
 - 第 4 目 脱税の兆候がある場合に対する税の調査における適用措置 (第 121 条ないし第 123 条)
- 第 14 章 税管理に関する行政決定の施行強制 (第 124 条ないし第 135 条)
- 第 15 章 税管理に関する行政違反処罰
 - 第 1 目 通則 (第 136 条ないし第 140 条)
 - 第 2 目 税管理に関する行政違反行為 (第 141 条ないし第 146 条)
- 第 16 条 不服申立て、告発及び訴えの提起 (第 147 条ないし第 149 条)
- 第 17 条 施行条項 (第 150 条ないし第 152 条)